

## 1. 「実践と方針」を踏まえた今事務年度のモニタリング方針

- 先日（8月28日）、本事務年度の「実践と方針」を公表した。保険会社における今事務年度のモニタリング方針は、「顧客本位の業務運営の定着」、「持続可能なビジネスモデルの構築」及び「ガバナンスの機能発揮」をモニタリング方針の軸としている。

### 【顧客本位の業務運営の定着】

- 「顧客本位の業務運営の定着」については、法人向け定期保険や外貨建保険及び代理店におけるインセンティブ報酬等、昨事務年度に把握した諸課題への各社の対応状況を継続的にモニタリングしていく。
- また、商品審査において、これまで「保険商品審査事例集」にて募集上の留意点等も示しているところであるが、今後は、従来以上に商品の狙い・見込み顧客層、保険募集管理等の態勢整備の状況を確認していく。
- なお、商品審査の際に議論させていただく内容を明確化するための監督指針の改正案をパブリック・コメントに付したところ。
- さらに、顧客本位の業務運営の定着に向けて、商品開発部門や募集管理部門などの社内の各部門が連携して業務運営を行っていくことが重要。
- そのためには、経営レベルの議論や取組みも必要であることから、金融庁として包括的にモニタリングを行っていく。
- 一方、最近では、一部の代理店において、保険契約の乗換え時に、必然性のない契約の二重契約や無保険期間が発生する契約を締結するなど、顧客にとって不利益となりかねない、あるいは保険に対する信頼を損ないかねない契約が多数発生しているとの報道があるところ。
- 各社におかれては、こうした事案を他山の石として、引き続き適正な保険募集管理態勢の確立に万全を期するようお願いしたい。
- 貴協会においては、今事務年度の取組みの柱の一つとして、「顧客本位の業務運営の一層の推進」を掲げるとともに、現在、各社における顧客本位の業務運営の高度化に向けた体制や取組状況等を把握されようとしている

と承知。

- こうしたアンケートの結果も踏まえて、各社においては、組織内へ経営トップの理念を明確に示し、それを実現するための戦略を策定いただくとともに、営業現場において、経営理念に沿った営業がされているかを適時に把握いただきたい。

#### 【持続可能なビジネスモデルの構築】

- 「持続可能なビジネスモデルの構築」については、各社における経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化を促しつつ、保険会社を取り巻くリスクの変化や、これに対応した保険会社の行動をフォワードルッキングに分析し、機動的なモニタリングを行っていく。
- その中でも、経済価値ベースの新たなソルベンシー規制については、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」にてご議論いただいている。6月26日の第一回会合、8月28日の第二回会合に続き、9月20日には第三回会合の開催を予定。
- 議論の様子は、会議後に議事要旨と資料を公開するのでそちらをご覧いただきたいと思うが、少しだけ紹介させていただくと、
  - ・ 経済価値ベースの考え方がリスク管理の高度化や中長期的な健全性の確保に対して有効である点は広く認識されている一方、その規制としての導入にあたっては意図せざる影響への配慮が必要とのご指摘、
  - ・ ソルベンシー規制そのものに留まらず、各社における内部管理や当局のモニタリング、ディスクロージャー等も含めた健全性政策全体の観点から、多面的な検証を行っていくことが重要とのご意見、も多く聞かれたところ。
- これまでにいただいたご意見を踏まえつつ、次回以降の会合において更に議論を深めていただくことを期待。また、本有識者会議と並行して、保険会社とも更なる対話を行っていきたいと考えている。

#### 【ガバナンスの機能発揮】

- 「ガバナンスの機能発揮」については、持続可能なビジネスモデルの構築を促す観点から、取締役会等の組織が重要な経営判断の過程において、

深度ある議論を行っているか、経営トップ等に対して有効に牽制・監督機能を発揮しているかなども注視する。

- 特に、海外ガバナンスについては、各社とも、買収先の経営管理を買収先の取締役等を中心として行う態勢としてっていると承知。これまでのモニタリングでは、海外事業に係る人材の確保・育成や、日本の本社における買収先の管理態勢を定着させることが課題であったと認識。
- 今事務年度においては、買収後にどのような課題が生じたか、その課題に対して各社がどのような対応を行ってきているかを含め、買収後の子会社管理や収益管理等に関して、グループ全体で実効的なガバナンス機能を発揮しているかに着目しながら、大手社との対話を行っていきたいと考えている。

## 2. マイナンバーの収集について

- マイナンバーについては、昨年12月の「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」及び本年6月に公表された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を踏まえ、貴協会にて会員各社に対して、保険契約者の個人番号を生前収集するために必要な対応を要請いただいたところ。
- 各社においては、契約時など保険契約者の生存中速やかに、保険契約者に対して支払調書に個人番号の記載が必要になることを周知いただくとともに、個人番号を収集しそれを適切に管理する態勢を整えることなど、保険契約者の個人番号を生前に収集するための必要な対応をお願いしたい。

(以 上)